

会 議 録（要点記録）

会 議 名	第 3 7 期小金井市公民館運営審議会第 1 0 回審議会		
事 務 局	公民館		
開 催 日 時	令和 6 年 1 0 月 1 5 日（火）午前 1 0 時 0 0 分から正午		
開 催 場 所	公民館本館 学習室		
出 席 委 員	本川委員長 橋本委員 福井委員 大坪委員 石原委員 吉田委員 川原委員		
欠 席 委 員	倉持副委員長、浅野委員、稲垣委員		
事 務 局 員	渡邊公民館長 諏訪庶務係長 落合事業係長 八方事業係主査		
東分館・緑分館・貫井北 事業運営受託者	N P O 法人市民の図書館・公民館こがねい 村山貫井北分館長		
傍 聴 の 可 否	可	傍 聴 者 数	2 名
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会 議 次 第	1 開会 2 第 8 回公民館運営審議会の議事録の承認について 3 協議事項 公民館有料化について 4 その他 5 閉会 配付等資料 資料 1 公民館使用登録団体のエリア分布 資料 2 有料化意見共有シート 資料 3 有料化意見シート（当日意見集約版）		

会 議 結 果

1 開会

2 第8回公民館運営審議会の議事録の承認について

【本川委員長】

第8回の公民館運営審議会の議事録については承認ということによろしいか。

(異議なし)

3 協議事項 公民館有料化について

【渡邊公民館長】

本日の公運審は、定例的な公運審では時間が限られていること、また、委員相互において忌憚のない意見交換を行いたいという、本川委員長からの要望により、開催するものである。

公民館には様々な活動団体があるが、使用料導入に当たり、市や教育委員会が使用する時、公民館主催講座、市民がつくる自主講座、公運審や企画実行委員の会議は、無料という点については特段の異論はないものと考えている。

前回の公運審の資料2「公民館の有料化検討における主な活動区分」でお示した18の活動区分については、この半年間の申請書類から類推し、大まかに分類できると考えており、本日はこの団体区分に応じてご意見をいただきたい。

イメージとしては、公共性・公益性のある活動なのか、趣味や習い事のような活動なのか、という点を考慮したうえで、無料⇒免除⇒減額⇒有料のどこに位置付けることが妥当なのか、という視点で御意見をいただきたい。

また、この間、公運審でも協議を重ねて様々な意見をいただいている。これまでに

- ・ 18歳以下の団体は無料が妥当
 - ・ 塾や習い事は受益者負担が妥当
 - ・ 他市では、一定額以上徴収している団体の利用を認めていない事例もある。
 - ・ 月謝や会費を徴収している団体は受益者負担が妥当
 - ・ 月謝や会費を徴収するにしても、(趣味や)習い事と公共性の高い活動とで扱いを変える必要がある。
 - ・ 使用料を徴収する場合と徴収しない場合とで明確に区別する必要がある。
 - ・ 英会話であっても受験目的と多文化交流がある。
 - ・ 会費か月謝か、実費か収益かの区別が必要
 - ・ 主催講座からの自主活動団体について、期間限定で減免してはどうか。
 - ・ 公民館活動に協力する団体に対するインセンティブの検討
 - ・ どのような団体に利用してもらいたいのか、それが減免対象の考え方の基準となる。
- といった意見をいただいている。

資料1をご覧ください。

令和6年1月からの約半年間で、公民館使用登録団体として提出された申請書259件をもとに、講師の有無、団体情報の公開・非公開、月謝・会費等の多寡に基づき、エリアごと分類した。

1 ページ目は講師ありの活動、所謂、習い事の活動区分となる。

A、Bともに多数の活動団体が存在する。多くは、子どもの塾や大人のカルチャー・スクールのような活動をしている団体が多い。Bでは障がい者のある方を対象としたリトミックを行っている団体があった。

Cの活動団体は非常に少ない。講師ありで月謝、会費等も低額となっており、さくら体操の自主活動、自主勉強会、外国人支援を目的としたボランティア団体が存在する。

Dの団体も少なく、手話や読書会などのボランティア活動のほか、朗読、編み物、ダンスなどの活動が行われている。

2 ページ目は講師なしの活動である。

E、Fに該当する団体は一定数存在しているが、その多くは、楽器練習、手芸、調理など趣味を目的とした使用団体であると推察できる。

Gに該当する団体も一定数存在しているが、保育問題やごみ問題などの自主勉強活動や外国籍の子どもの学習支援、子供会の活動などが行われている。

Hの団体は非常に多い。保護者会、社会福祉法人、マンション管理組合、無形文化財の活動、不登校児の支援、演劇や編み物などの趣味活動が行われており、団体区分も多岐に渡っている。

3 ページ目は社会教育関係団体に関するものである。

社会教育関係団体は、第33期公運審の答申「公民館中長期計画の策定について」において3割減額することが望ましいとされており、この間の検討においても社会教育関係団体の取扱いについて協議してきたことから、改めて、活動内容、活動場所、会費等の情報を調べて整理したものである。

Iは会費等を徴収して活動している団体であり、合唱、楽器演奏、ダンス活動など所謂、趣味的な活動団体が多い。

Jは、会費等は低額だが徴収しており、デジカメや合唱など趣味的な活動団体のほか、引きこもり支援、障害児の保護者の活動、地域コミュニティの自主活動など地域課題に関する活動団体がある。また、NPO法人も複数存在している。

以上が簡単な資料説明となるが、資料をご覧になった率直な感想、疑問、推察など気づいたことを発言して意見交換をお願いしたい。

【本川委員長】

それでは、各委員から順番に発言をお願いします。なお、前回の公運審で事務局から説明があったとおり、意見交換の内容は、会議録とし記録を残すではなく、各委員から出された意見を資料化して記録として残すこととする。

《意見交換 資料3のとおり》

【本川委員長】

以上で意見交換を終了する。事務局から発言があればお願いします。

【諏訪庶務係長】

次回は11月20日（水）午前10時から、第二庁舎801会議室で開催する予定である。

【本川委員長】

それでは第10回の公運審を閉会とする。御協力ありがとうございました。

—— 了 ——